

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家（以下、「当財団」という）の倫理規程の理念に則り、当財団が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施、運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当財団に所属するすべての理事、監事、及び正職員・契約職員・パートタイム職員・ボランティアスタッフを含むすべての職員（以下「役職員等」という。）は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(代表理事の責務)

第3条 当財団の代表理事は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンスを事業運営の基本方針の一つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。

(役職員の責務)

第4条 当財団のすべての役職員等は、この規程の目的を踏まえ、自らの職務を規制している法令等について正しい知識を習得するよう努める。

2 当財団の全ての役職員等は、法令等に定めのあることについては、法令等に則って行動し、また法令等の定めのないことについては、社会的良識に基づき行動して、自らの職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

3 当財団の全ての役職員等は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為。
- (2) 他の役職員等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要。
- (3) 他の役職員等が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認。
- (4) 他の役職員等若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾。
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為。
- (6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント行為。

(7) 官民間わす汚職や賄賂など。

(8) 財団内で知り得る個人の情報並びに財団の機密情報を第三者に漏洩する行為。

4 前項各号に掲げる行為を行った役職員等については、就業規則等に基づく処分が課せられるものとする。

(免責の制限)

第5条 役職員等は次に掲げることを理由に、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令に違反しようとする意志がなかったこと。
- (3) 当財団の利益を図る目的であったこと。

(組織)

第6条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部

(コンプライアンス担当理事)

第7条 代表理事は、当財団のコンプライアンスにかかわる責任者として、理事の中からコンプライアンス担当理事を任命する。

2 コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、当財団のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

4 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第8条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討

(4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(5) コンプライアンス違反者の処分及び再発防止策の公表

(6) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長、事業統括責任者を委員として構成する。事務局長は委員会事務を統括する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第9条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年9月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部)

第10条 事務局長は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

2 事務局長は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第11条 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに事務局長に報告する。

2 事務局長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。

3 役職員等は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、事務局長を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。

4 事務局長にコンプライアンス上の問題があると認められた場合は、第1項及び第2項にかかわらず、役職員等はコンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をことができ、またコンプライアンス担当理事は、事実上の調査、対応方針の検討及び実施を自らの責任において行う。

(コンプライアンスのための教育)

第12条 当財団は、役職員等に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員等はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 6 年 5 月 3 0 日から施行する。(令和 6 年 5 月 3 0 日理事会決議)